

別表十八の二付表二 「最初の連結事業年度の前期実績基準相当額並びに連結納税の承認の取消し及び連結納税への加入の場合の調整額等の計算に関する明細書」

1 この明細書の用途

この明細書は、連結親法人（普通法人に限ります。）が法第81条の19第1項（第1号イ又はロに係る部分に限ります。）、第2項、第3項、第5項若しくは第6項（連結中間申告）又は平成22年改正前の法第81条の19第2項、第3項若しくは第5項（連結中間申告）若しくは平成22年改正前の令第155条の47第1項（第1号、第2号イ若しくはニ又は第3号イ若しくはハに係る部分に限ります。）（連結中間納付額の調整）の規定の適用を受ける場合に使用します。

2 各欄の記載要領

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「最初の連結事業年度の前期実績基準相当額の計算」		当期が最初の連結事業年度の場合に限り記載します。
「前期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算」及び「当期に連結完全支配関係を有することとなった連結加入法人に係る加算調整額の計算」の「直前の事業年度又は連結事業年度」の各欄	法第81条の19第3項第1号に規定する連結加入法人の当該連結事業年度開始の日の1年前の日以後に終了した各事業年度（その月数が6月に満たないものを除きます。）又は各連結事業年度（その月数が6月に満たないものを除きます。）のうち最も新しい事業年度又は連結事業年度の開始及び終了の日を記載します。	
「連結加入法人の確定法人税額等10」及び「連結加入法人の確定法人税額等14」の各欄	法第81条の19第3項第1号に規定する連結加入法人の確定法人税額等を記載します。	
「最初の連結事業年度の連結親法人を設立した適格合併による加算調整額の計算」の「直前の事業年度又は連結事業年度」の各欄	最初の連結事業年度開始の日の1年前の日以後に終了した適格合併（連結親法人を設立したものに限りします。）に係る被合併法人の各事業年度（その月数が6月に満たないものを除きます。）又は各連結事業年度（その月数が6月に満たないものを除きます。）のうち、最も新しい事業年度又は連結事業年度の開始及び終了の日を記載します。	

欄	記 載 要 領	注 意 事 項
「被合併法人の確定法人税額等18」	被合併法人の法第81条の19第5項に規定する被合併法人の確定法人税額等を記載します。	

3 根拠条文

法81の19、平成22年改正前の法81の19、平成22年改正前の令155の47、規則37の8